

運転免許証の有効期間を経過した場合（失効後の再取得）の手続き

● 和歌山県警察で再取得手続きを行える方

- ◆ 『和歌山県内』に住居登録している方。
- ◆ 一時帰国（住居登録が日本国内にない）で、一時帰国（滞在）先が和歌山県内の方。
（和歌山県以外に一時帰国される方は、該当する都道府県の運転免許センターにお問い合わせください）
- ◆ 『やむを得ない事由（入院、海外渡航等）により、運転免許を失効した方』は、『やむを得ない事由がやんで1か月以内に手続きしなければ、失効後の再取得手続きはできません（学科試験・技能試験が免除されなくなります）ので注意してください。

● 失効後の再取得手続きを行っている場所

- ◆ 和歌山市：運転免許試験場（交通センター）
- ◆ 田辺市：田辺運転免許センター
- ◆ 新宮市：新宮運転免許センター
- ◇ 原付・小型特殊免許のみを所持していた方は、「橋本警察署、かつらぎ警察署、有田警察署、湯浅警察署、御坊警察署及び串本警察署」においても再取得手続きを行うことができます。

※ 免許の有効期間が経過して、3年を超えた場合は、特例を除いて再取得による交付は受けられません。

※ 『原付・小特以外の免許』については、警察署で失効後の再取得手続きはできません。

※ この手続きは、免許の更新・再交付ではありません。新たに免許を取得する手続きです。

◆ 失効の種類

（ご自分が、次の「1～4」に当てはまるかを確認してください）

- 1 やむを得ない理由で有効期間を経過して6か月以内の方。（失効再取得）
- 2 やむを得ない理由で有効期間を経過して6か月を超え3年以内で、かつ、やむを得ない事情が終わった日から1か月以内の方。（失効再取得）
- 3 やむを得ない理由なく、有効期間を経過して6か月以内の方。（失効再取得）
- 4 やむを得ない理由なく、有効期間を経過して6か月を超え1年以内の方。（失効仮免許）

★ 『仕事が忙しかった』、『更新のお知らせ葉書が届かなかった』等は、やむを得ない理由にはなりません。

★ やむを得ない理由なく、有効期間を経過して6か月を越えて1年以内の方は、仮免許証の交付手続きとなります。

★ 失効前に、『大型自動車、中型自動車又は普通自動車』の免許を所持していなかった方（例：原付免許のみの方等）で、やむを得ない理由なく、有効期間を経過して6か月を超えると再取得手続きはできません。

※ 有効期間が経過して3年を超えた方に対する特例

平成13年6月19日以前にやむを得ない事情が発生したため、失効手続きができないまま有効期間を経過して3年を超え、やむを得ない事情が終わった日から1か月以内の方（ただし、やむを得ない事情は、失効後6か月以前に発生し継続していたことが必要です。）は、技能試験が免除されます。適性試験・学科試験は必要です。

◆ 受付（土曜日・日曜日・祝日・休日・年末年始の休日を除く）

- ※ 予約は必要ありません。
- ※ 申請時の年齢が『70歳』未満の方で、当日、講習を受講できない方は、申請を受理出来ませんので注意してください。
- ※ 受付終了間際は大変混み合いますので、時間に余裕をもってご来場ください。
- ※ 受付時間は厳守してください。(受付時間を過ぎれば受付できませんので注意してください。)

受付場所	受付日	受付時間
運転免許試験場 (和歌山市：交通センター)	月曜日から金曜日まで	・午前8時30分～午前9時 ・午後1時～午後1時30分
	※ 混雑する場合がありますので、受付時間より少し前に受付窓口を開けています。 受付時間より早めに来られた方は、試験場事務所まで声をかけてください。手続きのご説明をいたします。	
田辺運転免許センター	月曜日・火曜日・金曜日	【申請時70歳未満の方】 ・午後1時～午後1時30分 【申請時70歳以上の方】 ・午後2時～午後3時
	水曜日・木曜日	【申請時70歳未満の方】 ・午前9時～午前9時30分 ・午後1時～午後1時30分 【申請時70歳以上の方】 ・午前10時～午前11時 ・午後2時～午後3時
新宮運転免許センター	月曜日・水曜日	【申請時70歳未満の方】 ・午後1時～午後1時30分 【申請時70歳以上の方】 ・午後2時～午後3時
	火曜日・木曜日・金曜日	【申請時70歳未満の方】 ・午前9時～午前9時30分 ・午後1時～午後1時30分 【申請時70歳以上の方】 ・午前10時～午前11時 ・午後2時～午後3時
橋本警察署 かつらぎ警察署 有田警察署 湯浅警察署 御坊警察署 串本警察署	※ 原付・小型特殊免許のみを所持している方のみ受付可。 ※ 原付・小型特殊免許以外の免許を取得している方は、警察署での受付は出来ませんので注意してください。	
	月曜日から金曜日まで	・午前9時～午前11時 ・午後1時～午後4時

◆ 必要書類等

- 本籍が記載されている住民票
外国籍の方は、国籍等を記載した住民票（個人番号（マイナンバー）が記載されていないもの。コピー不可。 仮住民票記載事項通知書は不可。）
※日本国籍を有しない方で

住民登録している方は国籍記載の住民票が必要です。
住民登録していない方はパスポートが必要です。

- 失効した運転免許証
- 免許申請用写真 1枚（ただし、仮免許証交付対象者は2枚必要です。）
 - ・ ポラロイド、写真のコピー、非写真用紙使用のものは不可。
 - ・ 申請前6か月以内に撮影した、無帽、正面、上三分身、無背景（縦3センチメートル、横2.4センチメートル）のもの。
- ※ 交通センターロビーに免許申請用写真撮影機（有料）があります。
田辺運転免許センター及び新宮運転免許センターには、免許申請用写真撮影機はありません。
- 申請時の年齢が『70歳』以上の方は、高齢者講習の終了証明書
- やむを得ない理由を証明する資料（診断書、パスポート、出所（在所）証明書等）
 - ・ 渡航していた場合で、出入国の際、自動化ゲートを利用した場合などは、パスポートにスタンプが押印されないため、出入国記録が必要となります。ご注意ください。
 - ・ 診断書には、入院日数等の具体的な期間を記載してもらってください。
- ※ 資料に記載されている帰国日・退院日等の『やむを得ない事情がやんだ日』から1か月以内に手続きしてください。
- 海外からの帰国者等で、その国で1年以上運転の経験があり、当該国の運転免許証を所持している方は、その免許証。（初心運転者標識免除者、大型二輪・普通二輪二人乗り禁止の解除等の確認に必要です。）

【一時帰国（和歌山県内）で本籍地記載の住民票が用意できない方】

- 本籍地を証明するものの例：戸籍抄本（謄本）、戸籍の付票、除票（本籍の記載されたもの）等を申請時に提出してください。
- 住所地を証明するものの例：一時帰国等で滞在先が両親や家族等の居住地（和歌山県内）の方は、滞在していることを証明するに足りる書類として滞在証明（下記様式）を作成し、申請時に提出してください。

滞在証明
和歌山県公安委員会殿
私の長男
交 通 太 郎 30歳（昭和60年1月1日生）
は、アメリカ合衆国に住んでいますが、現在帰国し、平成28年2月1日から同年3月15日までの間、私方
和歌山市小松原通1丁目1番地1
に滞在していることを証明します。
平成28年2月10日 和歌山市小松原通1丁目1番地1 交 通 一 郎 印

- ※ 記載する用紙は、A4、B5は問いません。（便せんでも可）
- ※ 縦書き、横書きのいずれであっても可。
- ※ 滞在を証明していただく方（例文の場合：交通一郎さん）の住所が分かるもの（運転免許証（両面コピーしたもの）、住民票等）を添付してください。

- 試験手数料 種別 1 種目ごとに 1,900 円
- 講習手数料 優良運転者 500 円
一般運転者 800 円
違反運転者・初回更新者 1,350 円
- 交付手数料 2,050 円（2 種目以上の場合、1 種目追加ごとに併記手数料 200 円を追加）

◆ 手続きの順序

1. 受付
2. 適性試験
3. 暗証番号設定
4. 講習受講（優良運転者講習・一般運転者講習・違反運転者講習・初回更新者講習）
5. 写真撮影
6. 免許証交付

- ・ 運転免許試験場（交通センター）、田辺運転免許センター、新宮免許センターは即日交付します。（ただし、免許証作成のシステム障害等により、後日交付となる場合があります。）
- ・ 橋本警察署、かつらぎ警察署、有田警察署、湯浅警察署、御坊警察署及び串本警察署において再取得手続きをされた方は後日交付（2～3 週間後の交付）となります。

◆ 問い合わせ

※ 問い合わせ時間：平日 午前 9 時 40 分～午前 11 時 45 分
午後 1 時 40 分～午後 4 時 45 分

和歌山県警察本部交通部運転免許課試験係 Tel 073 - 473 - 0110
(内線：366・367)

田辺運転免許センター Tel 0739 - 22 - 6700
新宮運転免許センター Tel 0735 - 31 - 7771